

【 検査 】

740 角膜内皮細胞顕微鏡検査（白内障術後3か月）の算定間隔について

《令和7年11月28日》

○ 取扱い

白内障術後3か月までの患者に対するD279 角膜内皮細胞顕微鏡検査の算定は、原則として月1回まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

角膜内皮細胞は、角膜から水分を排泄する機能を有し、角膜内の水分を一定に保つことにより角膜の厚みや透明性を維持する。角膜内皮細胞顕微鏡検査は、厚生労働省通知^{*}に「眼内手術、角膜手術における手術の適応の決定及び術後の経過観察若しくは円錐角膜又は水疱性角膜症の患者に対する角膜状態の評価の際に算定する。」と示されている。

白内障手術後、角膜切開の影響で角膜内皮細胞の数が減少し、水分排出機能の低下により角膜浮腫を発症する場合があることから、状態が安定する術後3か月までの本検査月1回の実施は、臨床的に有用性があると考えられる。

以上のことから、白内障術後3か月までの患者に対するD279 角膜内皮細胞顕微鏡検査の算定は、原則として月1回まで認められると判断した。

(※) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について